

議案第 号

福島市議会議規則の一部を改正する規則制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年六月 日

福島市議会議長 佐藤 一好 様

提 出 者

議会議運営委員会 委員長

高 木 克 尚

(別紙)

福島市議会会議規則の一部を改正する規則

福島市議会会議規則(昭和四十二年議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで 削除

第十五条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

第六十五条中「会期」を「会議の期間」に改める。

第百四条の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「閉会中」を「次の会期において」に改める。

第百二十九条第二項を削る。

第百四十条第二項中「及び第三項」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

(提案理由)

福島市議会の会期を通年とすることに伴い、所要の改正を行うものである。